

信州大学附属図書館と塩尻市立図書館の連携協力に関する覚書

信州大学附属図書館（以下「甲」という。）と塩尻市立図書館（以下「乙」という。）は、先に締結した「信州大学と塩尻市との連携に関する協定書」（平成16年10月13日）に基づき、地域の学術・文化の発展に資するため、図書館活動において相互に連携し、協力するため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲乙が図書館活動において相互に連携協力することにより、図書館サービスの向上及び地域の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 図書館資料の貸出・返却に関すること。
- 二 図書館資料の相互貸借に関すること。
- 三 参考調査に関すること。
- 四 図書館資料の分担保存に関すること。
- 五 職員の資質向上のための研修に関すること。
- 六 市民向け講習会に関すること。
- 七 その他目的を達成するために必要な事項。

（実施条件）

第3条 甲乙は、前条に掲げる事項の実施に当たり、その条件及び経費負担等について別途協議してこれを定める。

（有効期間）

第4条 この覚書は、平成22年7月5日から発効し、3年間とする。ただし、甲又は乙いずれからも別段の申し出がなされない時は、この覚書は自動的に更新されるものとする。

（細目）

第5条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙明記のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年7月5日

甲 信州大学附属図書館長 笹本正治



乙 塩尻市長 小口利幸



信州大学附属図書館と塩尻市立図書館との資料相互貸借取扱い要領

平成22年7月5日
信州大学附属図書館長承認
塩尻市長承認

- 1 この要領は、信州大学附属図書館と塩尻市立図書館との連携協力に関する覚書（以下、「覚書」という。）第2条第2項に基づき、両館が所蔵する資料の相互貸借の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

- 2 この要領において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。
 - （1）「利用細則」とは、信州大学附属図書館利用細則をいう。
 - （2）「管理規則」とは、塩尻市立図書館管理規則をいう。
 - （3）「相互貸借」とは、利用細則第24条に基づく相互利用のうち、塩尻市立図書館からの依頼により資料の貸出しを行うこと及び管理規則第14条に基づく団体貸出しのうち、信州大学附属図書館からの依頼により貸出しを行うことをいう。
 - （4）「所蔵館」とは、利用申込みがあった資料を所蔵する図書館をいう。

（利用者）

- 3 この相互貸借を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館において資料の貸出しを受けることができる者とする。

（利用窓口）

- 4 この相互貸借を行う図書館は、信州大学松本合同図書館及び塩尻市立図書館とする。

（利用手続き）

- 5 信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館が所蔵する資料の貸出しを受けたい利用者は、それぞれ所定の申込書へ記入し、申し込むものとする。

（申込書の送信）

- 6 信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館において受け付けた申込書は、速やかにファクシミリで所蔵館に送信するものとする。

（発送・回答）

- 7 申込書を受信した所蔵館は、速やかに資料の発送手続きを行うこととする。貸出しが行えない場合には、申込書にその理由を記入しファクシミリで回答するものとする。

（信州大学の貸出条件）

- 8 信州大学附属図書館が貸出すことができる資料は、各図書館が所蔵するもののうち、開架している資料で、次に掲げるものを除く。
 - （1）参考図書
 - （2）雑誌
 - （3）新聞（縮刷版含む。）
 - （4）視聴覚資料
 - （5）電子情報資料
 - （6）その他図書館長が指定した資料

- 9 教育研究に支障が生じないように、貸出すことができる冊数を制限する。貸出冊数は、利用者一人につき、各図書館が定める学外者への貸出冊数までとする。
- 10 貸出期間は、送付期間（返送に係る期間も含む。）を含めて最大3週間とし延長を認めない。

(塩尻市の貸出条件)

- 11 塩尻市立図書館が貸出すことができる資料は、塩尻市立図書館が所蔵する資料のうち、管理規則第15条に掲げるものを除く資料とする。
- 12 貸出冊数は、利用者一人につき2冊までとする。
- 13 貸出期間は、送付期間（返送に係る期間も含む。）を含めて最大3週間として延長を認めない。

(経費の負担)

- 14 貸出サービスに係る経費のうち、送料については貸出しを受ける図書館の負担とする。

(遵守事項)

- 15 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 関係法令、利用細則、管理規則及び要領を遵守すること。
 - (2) 資料の保全に万全を期し、資料の原状を維持すること。
 - (3) 利用にあたっては、図書館職員の指示に従うこと。

(その他)

- 16 この要領に定めがない事項については、信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

信州大学附属図書館と塩尻市立図書館との資料サービスに関する申合せ

平成 22 年 7 月 5 日
信州大学附属図書館長承認
塩 尻 市 長 承 認

- 1 この申合せは、信州大学附属図書館と塩尻市立図書館との連携協力に関する覚書（以下、「覚書」という。）第 2 条第 1 項に基づき、両館が所蔵する資料の返却の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（利用者）

- 2 この資料サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館において資料の貸出しを受けることができる者とする。

（返却手続き）

- 3 信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館の利用者は、借用資料を以下の図書館カウンタへ直接返却できるものとする。
 - （1）信州大学松本合同図書館
 - （2）塩尻市立図書館

（対象資料）

- 4 この資料サービスで扱う資料種別は図書（塩尻市立図書館にあつては雑誌も含む。）とし、視聴覚資料は対象としない。

（返却図書の取り扱い）

- 5 信州大学附属図書館へ返却された塩尻市立図書館の資料は、FAX によって図書 I D 等を塩尻市立図書館へ連絡のうえ、毎週火曜日に塩尻市立図書館の職員へ渡すものとする。
- 6 塩尻市立図書館へ返却された信州大学附属図書館の資料は、FAX によって図書 I D 等を信州大学附属図書館へ連絡のうえ、毎週火曜日に塩尻市から配送され、信州大学附属図書館の職員が受け取るものとする。
- 7 配送指定曜日になっても返却冊数が 10 冊に満たない場合は、郵送により取り扱うこととする。

（その他）

- 8 この申し合わせに定めがない事項は、信州大学附属図書館及び塩尻市立図書館が協議のうえ決定する。